c　届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があった場合には、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び１株当たりの額を注記すること。

d　［略］

⑸④　［略］

⑸⑤　役員の状況

［ａ～ｇ　略］

h　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

i　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ｉ及び⑸⑥ａ(d)において同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第２条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。

⑸⑥　コーポレート・ガバナンスの状況

a　提出会社が法第24条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券（ただし、法第５条第１項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a)　提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第２条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。ｂ(a)において同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b)　内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配当について株主総会又は取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び１株当たりの額を注記すること。

d　［同左］

⑸⑤　［同左］

⑸⑥　役員の状況

［ａ～ｇ　同左］

h　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

i　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ｉ及び⑸⑦のａの(d)において同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第２条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

⑸⑦　コーポレート・ガバナンスの状況

a　［同左］

(a)　提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第２条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。以下ｂの(a)において同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b)　内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。